

在宅療養後方支援病院のご案内

(西尾市民病院)

在宅療養後方支援病院とは

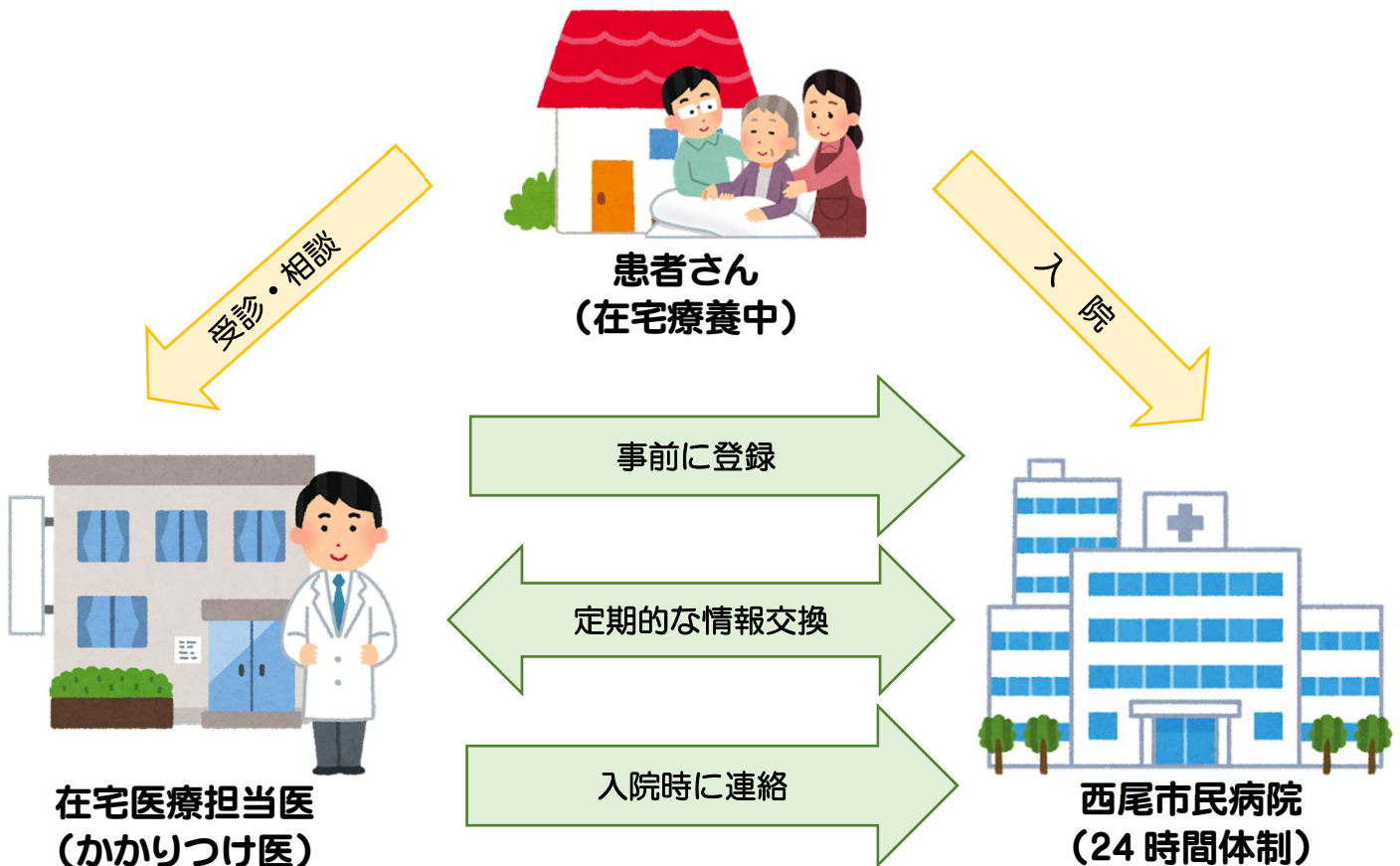
患者さんをご家族が安心して在宅療養できるように、在宅医療担当医（かかりつけ医）と西尾市民病院が連携し、緊急時に入院受け入れを行います。

受け入れについて

事前に在宅医療担当医から登録をいただいている患者さんに対し、在宅医療担当医が緊急時に入院が必要と判断したときは、西尾市民病院が 24 時間体制で入院の受け入れを行います。

(やむをえず当院で入院治療が行えない場合は、当院が適切な医療機関をご紹介します。)

連携イメージ



※緊急時に患者さんが直接来院し、ご入院された場合には、後日診療情報提供書を依頼させていただきますので、ご承知ください。

平日日中) 地域医療連携室
夜間・休日) 日当直看護師長

対象となる患者さん

在宅療養後方支援病院に入院登録される場合、以下の患者さんが対象です。

①在宅療養担当医療機関で以下の在宅管理料等を算定されている。

- ・ C002 在宅時医学総合管理料
- ・ C002-2 施設入居時等医学総合管理料
- ・ C003 在宅がん医療総合診療科
- ・ 在宅療養指導管理料（C101 在宅自己注射指導管理料は除く）

②西尾市民病院以外の他の医療機関で入院希望の届出を行っていない。

（1人の患者さんが複数の医療機関に入院希望の届出を行うことはできません。）

登録方法について

（※必要書類は当院ホームページからダウンロードできます。）

①登録される患者さんに「患者さん説明用リーフレット」を用いて内容をご説明していただき、「入院希望届出書（様式1）」に医療機関の基本情報や入院を希望される患者さんの基本情報等をご記入ください。

②「患者情報連絡票（様式2）」に患者さんの診療情報をご記入ください。

③上記の「入院希望届出書」と「患者情報連絡票」を地域医療連携室までご郵送ください。登録後、「入院希望届出書」の写しを2部郵送いたしますので、1部は医療機関で保管していただき、もう1部は患者さんへお渡しください。

④登録後3か月ごと（4月・7月・10月・1月）に「診療情報交換用紙（様式3）」により、情報交換を行います。時期になりましたら、地域医療連携室からご案内いたします。

注意事項・その他

・原則として、入院受け入れは在宅医療担当医が必要と判断した場合に行います。患者さんからの直接の申し出により受け入れるものではありませんので、ご了承ください。

・入院受け入れ時には、西尾市民病院で在宅患者緊急入院診療加算を算定します。

お問い合わせ

〒445-8510 愛知県西尾市熊味町上泡原6番地

西尾市民病院

【平日8:30~17:00】地域医療連携室

TEL（直通）0563-56-3362・0563-56-8234 FAX（直通）0563-56-3354

【時間外及び休日】日当直看護師長

TEL（代表）0563-56-3171 FAX（代表）0563-56-8966